○指定管理者審査特別委員長報告

指定管理者審查特別委員会委員長 藤 田 茂 男

指定管理者審査特別委員長報告を申し上げます。

今期定例会で、当委員会に付託されました案件は、「議案第97号鳴門市老人福祉センター及び鳴門市勤労青少年ホームに係る指定管理者の指定について」であります。

当委員会は去る12月11日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案1件は、原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要についてご報告申し上げます。

議案第97号鳴門市老人福祉センター及び鳴門市勤労青少年ホームに係る指定管理者の指定についてでありますが、鳴門市老人福祉センター及び勤労青少年ホームの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでありました。

委員からは、指定後、募集要項に示した指定管理者が行う業務内容の実績がその要件を満たしていなかった場合には、解除等、なんらかの措置があるのかどうかについての確認がありました。

理事者からは、指定後、その募集要項に示してある要件を満たせなかった場合でも、指定管理者としての権利を剥奪するのではなく、 その目標に近づく努力をするように指導し、市としても最大限の努力をするとの説明がありました。

また、候補者の選定基準に危機管理等への対応という審査項目があることから、危機管理についての質疑がありました。

理事者からは、老人福祉センターの防災訓練については、毎年2 回実施しており、消防署から指導に来て頂き、職員並びに訓練時に 老人福祉センターを利用されている人、全員で訓練を行っていると の説明がありました。

また、建物が古いことから、耐震工事等の予定についての確認が ありました。

理事者からは、既に耐震診断を行っており、老人福祉センターに

ついては、避難所という位置付けもあり、不特定多数の利用者があることから、代替え施設等が整備出来次第、耐震工事を進めて行きたいとの説明がありました。

次に、老人福祉センターの平成26年度の指定管理料の実績が、 平成24年度及び平成25年度より下がっている理由についての質 疑がありました。

理事者からは、下水道設備の設置により、浄化槽の点検等がなくなり、し尿処理浄化槽の手数料、委託料等が減額になったためであるとの説明がありました。

次に、指定管理者の指定についての議案を審査するために必要な 資料が不足していることについての指摘がありました。

この度の募集に対しても応募が1者のみであり、引き続き同じ団体が指定されることから、過去の実績や勤労青少年ホームを利用する人数の推移等が分かる資料を、委員からの質疑が出た時点で口答で説明するのではなく、あらかじめ資料として提出すべきであるとの意見がありました。

さらに、今後、指定管理の趣旨、目的を検証し、指定後、選定基準となっている項目等が達成出来ているか等についても、行政でチェックし、指導していく体制を作るようにとの要望がありました。 委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りま すようお願い申し上げます。